

令和3年3月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部				亮
住	民	課	参	事	平	野	雅	巳	
健	康	福	祉	課	長	村	井		直
環	境	安	全	課	長	宮	下		隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課参事	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

- 日程 第 1 諸般の報告
- 日程 第 2 町長提出 承認第 1 号、議案第 1 号ないし第 23 号及び第 26 号ないし第 34 号並びに請願第 1 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程 第 3 町長追加提出 同意 1 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程 第 4 委員会提出 発委第 1 号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程 第 5 議員提出 発議第 1 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程 第 6 議会改革活性化特別委員会の調査中間報告
- 日程 第 7 常任委員及び議会運営委員の選任
- 日程 第 8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 諸般の報告

**寺井強議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 町長提出 承認第1号、議案第1号ないし第23号及び第26号ないし第34号並びに請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**寺井強議長** 次に、町長提出 承認第1号、議案第1号ないし第23号及び第26号ないし第34号並びに請願第1号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

**寺井強議長** 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案5件について、3月11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第10号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、本条例に規定する事務名称等に変更が生じたため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、マイナンバーカードの活用に関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第11号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、令和3年4月1日に施行予定の改正条例に、災害等の非常時や公益上必要な場合など、町長が必要と認める場合、料金を無料とすることができる規定を追加するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、インフルエンザワクチン接種など、新型コロナウイルスワクチン接種以外の取り扱いに関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第12号 志賀町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例につ

いては、令和3年度から情報発信多重化システム運用開始に伴い、既存のIP音声告知端末の運用を停止するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。委員からは、IP音声告知端末の運用停止後の情報伝達手段などの質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第13号 志賀町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項にズレが生じたため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 志賀町いこいの村能登半島施設等改修基金条例の一部を改正する条例については、基金の使用目的の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により当該施設の収益が悪化し、その維持管理に著しく支障を来す場合、基金の全部又は一部をその経費に充てる措置を講じることができる規定を追加するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、施設運営に係る試算などの質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

**林一夫教育民生常任委員会委員長** 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案10件、請願1件について、3月12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第9号 志賀町立富来病院薬剤師等就業支度金貸与に関する条例については、病院の人材の確保及び医療体制の強化を図るため、新たに勤務しようとする薬剤師、保健師、助産師又は看護師に対し、就業支度金を貸与するにあたり、新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、県内他自治体との比較や限度額等の質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第15号 志賀町妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、医療費助成の対象となる疾病の範囲を、限定された疾病から妊娠又は出産に起因する母体の疾病及び異常分娩と範囲を改めるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、周知方法等に関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第16号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める条文が削除されることに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、当感染症における変異株の取扱いに関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第17号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の該当期間に係る所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第21号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険制度見直しによる厚生労働省令の一部改正に伴い、感染症対策の強化、災害対応等の業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進等の規定に係る所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。委員からは、改正内容について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第22号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合が見直されたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 志賀町教職員住宅管理条例を廃止する条例については、当該施設は、用途変更し、現在は特別町営住宅として管理していることから、当該条例を廃止するものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきもの

と決しました。委員からは、入居状況及び家賃に関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願については、紹介議員から説明を受け、審査した結果、賛成少数をもって不採択すべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和2年度一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認1件及び令和2年度各会計の補正予算にかかる議案8件並びに令和3年度各会計の当初予算にかかる議案9件を、去る10日、15日、16日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過につきましては、省略いたしますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査いたしましたところであります。

その結果、議案第26号 令和3年度志賀町一般会計予算について及び 議案第31号 令和3年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算については、いずれも賛成多数をもって可決し、他の16案件につきましては、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**寺井強議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**寺井強議長** これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい。議長。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。私は議案第12号 志賀町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について、議案第18号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第26号 令和3年度志賀町一般会計予算について、議案第31号 令和3年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算について、についての4議案につきましては反対の立場から、続く請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願につきましては賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず議案第12号と議案第31号との関連点は令和3年度からの情報発信、多重化システムの運用開始に伴い、既存のIP音声告知端末の運用を停止し、その撤去費用を盛り込んでいるというものであります。

今、お隣の穴水町では、屋外拡声器だけでは情報・注意事項が伝わり切らないということで、これから防災情報、個別受信機の設置でよりもれなく情報・注意事項を伝えようとしている中、本町では逆に運用の停止、撤去というものです。今次コロナ禍の中なおの事、注意喚起や情報伝達の浸透、また非接触での町民どうしの、いわゆる8番電話による会話は認知症予防対策にもなります。

よってIP音声告知端末は広く町民にとってますます必要となってくるという理由から議案第12号、議案第31号には反対とさせていただきます。

次に議案第18号、議案第19号についてであります。この2つの議案の共通点として介護保険制度見直しによる厚生労働省令の一部改正に伴い、認知症対応型共同生活介護事業所において、介護計画作成担当者の配置は共同生活住居単位だったものを共同生活介護事業所単位にしてもよいという配置基準緩和等があります。これは一見、人手不足対応のように思われますが、却って介護計画作成担当者の多忙化と介護の質の低下につながり、制度見直しが担い手不足を加速させかねないものとの理由から議案第18号、議案第19号には反対とさせていただきます。

次に議案第26号 令和3年度志賀町一般会計予算についてであります。新年度予算案には4月からの子どもの医療費病院窓口完全無料化の実施、保育所の手洗い蛇口の自動水洗化、心身障害者医療費65歳以上も病院窓口無料化、また本町出身学生等に志賀産米飯パックを贈る暖かい施策、河川の浚渫、支障木伐採などたくさんの積極的・多面的な施策がある中、事実上の原発推進、任意団体志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金465万円、そして今年行う町独自の学力調査、いわゆる学力テスト、小学校は1年から6年生まで、中学校は1・2年生対象で行われ、その委託料が179万5,000円盛り込まれています。

今、福島第一原発事故から10年になりますが、いまだに立地町の双葉町は居住者なし、大熊町は居住率3パーセントであります。

ある全国的アンケート調査では約8割が脱原発を望む回答とありました。そんな中、事実上の原発推進任意団体に補助金を出し続けることは到底町民の理解を得られるものではないと思います。

また町独自の学力テストの委託は益々の競争的制度であり学校環境からゆとりを奪うものと思います。他に国・県独自の学力テストも加わります。このような大規模な学力テストは不要でその他の調査で十分だと思います。

よって私は議案第26号 令和3年度志賀町一般会計予算については反対とさせていただきます。

続いて請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願についてであります。この請願は今国会に上程されている75歳以上の医療費病院窓口負担2倍化法案に対し、あまりにも冷たい中身なので、せめて現状



維持を求める請願であります。対象は単身で年収200万から383万円未満、夫婦ともに75歳以上で年収の合計が320万円以上の世帯の計約370万人です。

外来患者の約6割で窓口負担が2倍になるというものであります。コロナ禍で多くの高齢者はすでに生活を切り詰め、貯蓄を取り崩したりして生活をしていません。受診控えが起こっており、これ以上の負担増は受診抑制を一層深刻にするというものです。長生きすることがまるで罪のような世代間を対立させ、負担を当事者同士に押し付けるのではなく、財源は大企業や富裕層に応分の負担を求め国庫負担投入を元に戻すべきです。

そのような理由から私は請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願については賛成とするものであります。

どうか、議員各位におかれましては慎重なるご決断を賜りますよう、お願いを申し上げます。私の反対と賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**寺井強議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。

まず、町長提出 承認第1号 専決処分の承認について(令和2年度志賀町一般会計補正予算(第7号))を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第 1 号 令和 2 年度志賀町一般会計補正予算（第 8 号）についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**寺井強議長** 起立全員。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 2 号 令和 2 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてないし議案第 8 号 令和 2 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 9 号 志賀町立富来病院薬剤師等就業支度金貸与条例についてないし議案第 11 号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 12 号 志賀町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 13 号 志賀町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案第 17 号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 18 号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 19 号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 20 号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてないし議案第 23 号 志賀町教職員住宅管理条例を廃止する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 26 号 令和 3 年度志賀町一般会計予算についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 27 号 令和 3 年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてないし議案第 30 号 令和 3 年度志賀町立診療所事業特別会計予算についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 31 号 令和 3 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 32 号 令和 3 年度志賀町水道事業会計予算についてないし議案第 34 号 令和 3 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。請願第 1 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について、採決します。

本請願は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

**寺井強議長** 起立少数。よって、本請願は、不採択と決しました。

---

日程第 3 町長追加提出 同意第 1 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

**寺井強議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第 1 号 副町長の選任についてを、議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る 3 月 2 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めい

ただいた案件について、ご説明申し上げます。

同意第1号 副町長の選任については、副町長の庄田義則氏の任期が、今月末をもって満了するにあたり、同氏を再任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

庄田氏には、平成25年4月の就任以来、8年間にわたり、私の補佐役として、県庁で培われた豊富な知識と経験を活かし、その能力を存分に発揮し、町政の推進にご尽力いただけてきました。

持続可能な行財政運営の推進をはじめ、人口減少対策や地方創生、頻発する自然災害への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症対策など、今後も、継続して、様々な課題に取り組んでいく必要がある中で、これまでの行政経験の豊かさに加え、人格、識見ともに優れた同氏は、副町長に最も適任であると考え、ここに提案するものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

### (質疑、委員会付託、討論省略)

**寺井強議長** お諮りします。

同意第1号につきましては、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

**寺井強議長** 起立多数。

よって、本件は同意されました。

**庄田義則副町長** 議長。

**寺井強議長** 副町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

庄田副町長。

**庄田義則副町長** 発言の機会をいただきありがとうございます。そして今ほどは私の人事案件にご同意を賜りましたことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

平成 25 年の 4 月、副町長として就任したわけでありましたが、まさか 3 期目に入る形になるというようなことには思いにもよりませんでした。本日こうして再度皆様のご同意をいただいたということに 2 期 8 年の職務に一定の評価をいただけたものと安堵するとともに、改めてこの職責・職務に対しての重さというものを痛感しているところであります。

この 8 年間を振り返りますと、1 期目には少子高齢化人口減少時代を迎える中、地方創生ということが叫ばれ、志賀町でも様々な取り組みを行ってきました。

そして 2 期目には第 2 次志賀町総合計画に基づく各種事業・施策を推進してきましたが、昨年からは新型コロナウイルスの感染症が世界的に蔓延をし、社会経済活動をはじめ私たちの生活様式も一変するというふうな事態になっております。ワクチン接種も始まりコロナも収束に向かうと期待をしているところですが、まだしばらくは制約された状況が続くのではないかとと思われる中で町の活性化のため、総合計画の着実な推進はもちろんのこと、ウィズコロナ・アフターコロナといったさまざまな変化に対応した迅速な取り組みに加え、さらに将来を見据えた行財政運営が必要になってくるのではないかとというふうなことも感じております。

このようなことも踏まえまして、魅力と笑顔にあふれ未来に躍進する町という志賀町の将来像の実現に向け、また小泉町長が掲げる能登ナンバーワンの町を目指し、町長の下、町議会をはじめ関係者のご理解・ご協力をいただきながら志賀町の発展にこれまで以上に全力で職務に取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様におかれましては引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

#### 日程第4 発委第1号（趣旨説明・質疑・討論 採決）

**寺井強議長** 次に、本日、議会運営委員会委員長富澤軒康君から提出のありました発委第1号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 富澤 軒康君。

**富澤軒康議会運営委員会委員長** はい、議長。

それでは議会運営委員会提出 議案第1号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

近年、町村議会において、議員のなり手不足が喫緊の課題となっており、なり手不足の解消に向け、議会の機能強化を図るとともに、女性や若者をはじめ多様な層の住民が議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備するよう、町村議会議長全国大会などあらゆる場面において政府国家に対して要請をおこなってきたところであります。

こういった中、平成30年5月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行され、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすること等が基本原則として明記されました。

また令和2年12月には第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、同計画の中においては出産に関わる産前産後期間にも配慮した会議規則の整備や育児会議等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう三議長会に対して標準会議規則の改正を要請することが明記されたわけであります。

こうした状況を踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、町村議会会議規則第2条を改正し第1項において育児、介護など会議への欠席事由を整備するとともに、第2項においては出産については医学的知見を踏まえ母性法の観点から出産に関わる産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性を図るため、会議規則89条を改正し、議会への諸手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるもので、所要の改正を行うものであります。

なお、この規則は公布日から施行するものであります。



議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞ賛同いただきますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**寺井強議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発議第1号 趣旨説明・質疑・委員会付託・討論 採決

**寺井強議長** 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第1号 新型コロナウイルスワクチンに関する意見書についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

1 番 表谷 茂浩君。

**表谷茂浩議員** はい、議長。

趣旨説明。今回提出しました新型コロナウイルスワクチンに関する意見書について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威を奮い、感染拡大が進む中、新型コロナウイルスワクチンの開発が急ピッチで進められてきました。ワクチンの接種体制の構築についても、厚生労働省の主導の下、準備が進められており。日本中の人々がコロナ禍の収束を願い、ワクチンに大きな期待が寄せられています。

昨年 12 月に改正されました予防接種法において、新型コロナワクチンについては市町村が接種を勧奨するとともに、国民は接種に努めることとされました。

新型コロナワクチンに限らず、一般的にワクチンは接種後に副反応が生ずることがあるため、各人がワクチン接種により期待される効果とリスクを比較し、接種するかどうかを自身で判断できるよう、国はワクチンの有効性や安全性などについて正確な情報を周知する必要があります。

ワクチンを接種するかどうかについては、最終的に個人の判断が尊重されるべきことから、ワクチンを接種しない人が社会的な不利益を被ることや、雇用主などから接種を強要されることがあってはなりません。

よって、国におかれては、感染症対策の強化に適切な措置を講ずるため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望します。

1 ワクチンの有効性や安全性など、ワクチン接種に関する正確な情報について、あらゆる世代に対してわかりやすく周知を図ること。

2 年齢や基礎疾患の有無などの条件によってワクチン接種の有効性やリスクが異なる場合、該当する条件に応じたきめ細かい説明をすること。

3 ワクチン接種の有無による社会的差別を受けることが無いよう、周知・啓発など広く国民に理解を求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、国民の生命と安心安全にかかる重要な要望案件とご理解のもと提案趣旨をご理解され、ご賛同いただけますようお願い申し上げます、以上、本件の趣旨説明といたします。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**寺井強議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**寺井強議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議会改革活性化特別委員会の調査中間報告

**寺井強議長** 次に、議会改革活性化特別委員会の調査中間報告についてを、議題とします。

本件については、会議規則 第47条第2項の規定に基づき、議会改革活性化特別委員会委員長 稲岡 健太郎君から、調査における中間報告の申し出がありました。

お諮りします。

本件、中間報告を行うことを承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

議会改革活性化特別委員会の調査中間報告を求めます。

**稲岡健太郎議会改革活性化特別委員会委員長** 議長。

**寺井強議長** 議会改革活性化特別委員会委員長 稲岡 健太郎君。

**稲岡健太郎議会改革活性化特別委員会委員長** 議長。貴重な時間を頂戴しましてありがとうございます。議会改革活性化特別委員会から調査の中間報告をしたいと思っております。

本委員会では、前任期中に設置されていた議会改革調査特別委員会の理念を引き継ぎ、そして議会の活性化という新たな理念を付加し、議会の改革及び活性化に関する調査を令和元年5月10日の委員会設置日から、これまで延べ35回の委員会を開催し、調査検討を進めて参りました。このたび一定の中間報告がまとまりましたので、その内容等について報告いたします。

委員会の最初の取り組みとして昨年度は議会報告会の開催に向けた準備を進めてまいりました。開かれた議会の実現のため先進地の視察調査や講師を招聘した研修会を全議員でも行いながら議論を重ねてまいりました。

議会報告会は、議員が地域に出向き、政策提言や議会活動の状況を直接住民に対して報告し、町政に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する批判や意見、町政に関しての提言などを聴く貴重な機会であります。

報告会の開催にあたっては、議会側と住民側が対面して行う一般的な形式ではなく、住民からの意見や提言をより深く掘り下げるために、対話を重視したワークショップ形式で行い、ファシリテーションの導入によって参加者の議論を活性化させ、意見交換の場として充実したものとなることを目指して準備を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催直前に延期となりました。

今後は、感染状況を踏まえ、参加人数の縮小やオンラインの活用も検討するなど、感染症対策を万全にして、早期開催を目指していく所存であります。

続いて、本委員会では平成31年3月15日に制定された志賀町議会基本条例に関して検証を行いました。この条例は、議会機能の強化を図り不断の議会改革を重ねながら町民の付託に応えていくことを決意し、制定されたものであり、議会が果たすべき基本的な事項を定め議会の役割を明確にするとともに、住民福祉の向上と豊かなまちづくりの発展に寄与することを目的としております。志賀町議会の現在の活動がその条文の目的を達成しているかどうか検証を行いましたのでその結果を報告いたします。検証にあたって、条文毎に作成したPDCAサイクルシートを活用し、問題点や今後の改善策等について活発な議論を交わしました。

検証結果としては、条例制定後間もないこともあり、殆どの項目において目標を達成しておらず、今後の検討課題とする事項が多くありました。

一つは自由討議、いわゆる議員間討議が未実施であることです。

現在委員会等の会議では、執行機関に対する質疑が中心となって議事運営が行われていますが、合議体としての政策形成機能を発揮させるために、重要議案等の意思決定前には、委員間・議員間で討議・討論を行う必要がある、と条例でうたわれております。今後、この自由討議を活発に行うために討議時間確保のための日程調整や説明員の人数制限等、協議が必要となってきます。

また議会の公開についても多くが未実施のままです。

中身の見える議会を目指すうえで、委員会等の会議の原則公開は必要不可欠です。社会のICT化が進む中で情報が溢れかえっている現在、「議会が何をしているよくわからない」とよく耳にしますが、志賀町議会では本会議以外は原則公開となっていないから当然です。住民の誰もが、容易に議会にアクセスできる公開の仕組みづくりを今後、検討・協議していきたいと思っております。

さらに議員個々の政策形成・立案能力等の向上を図るため、議員研修を充実強化させていく必要があります。これまでは講師の派遣や遠隔地まで講義を受講しに行く必要がありましたが、今般のコロナ禍において急速に発達・普及したオンライン会議システム等を活用し、各種団体との勉強会や研修会、他の議会との意見交換など、これまで議員の旅行だと揶揄されてきた行政視察等もこれからはオンラインで行うことにより、経費の大幅な削減が図られます。

その他、今後の重点的に取り組む内容については報告書に記載のとおりであります。この志賀町議会基本条例は、本議会における最高規範であり、今回の検証で得た個々の問題は全議員が共通認識として持ち、議会全体の課題として共有していかなければ議会改革は成しえませんが、

今後とも関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会改革活性化特別委員会の調査中間報告といたします。

**寺井強議長** 報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**寺井強議長** 続いて、本件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
**日程第7 常任委員及び議会運営委員の選任**

**寺井強議長** 次に、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第5項の規定により、任期満了前60日以内に行うことができる、となっております。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、指名したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、常任委員及び議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任す

ることに決しました。

なお、ただ今、選任されました常任委員及び議会運営委員の任期の開始日は、委員会条例第4条の規定により、本年5月10日からとなります。

従いまして、ただ今選任された各委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、任期開始後速やかに、議長が通知により各委員会を招集しますので、当該会議で正副委員長の互選を行ってください。

---

## 日程第8 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

**寺井強議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。  
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

## ( 閉 議 ・ 閉 会 )

**寺井強議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 発言の機会をいただき誠にありがとうございます。

令和3年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たり、議員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

今議会では一般会計のほか特別会計及び企業会計の令和3年度当初予算をはじめ、令和2年度の補正予算、条例の制定及び一部改正など承認1件議案34件についてご審議いただきました。

また本日は追加案件として任期満了に伴う副町長の選任に関わる同意案件についても審議いただきました。議員各位にはいずれも慎重審議の上にも円滑にすべ

ての案件を可決していただき、心から御礼を申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いも申し上げます。

そして新型コロナウイルスの収束は未だ見通せない状況ではありますが、町としては引き続き、各種の感染防止対策を徹底し、今後始まるワクチン接種に全力で取り組み、町民の健康と暮らしを守りつつ地域経済の回復や地方創生などさらなる町の発展に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。議員の皆様をはじめ、町民の皆様には引き続き手洗いやマスクの着用などの徹底、咳エチケットの順守に努めていただき、できるだけ人ごみの多い場所を避けるなど、感染予防により一層の注意を払っていただきたいと思います。

町としても必要な情報を適時、適切に提供していきたいと考えております。

以上、令和3年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

**寺井強議長** 以上で、令和3年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時15分 閉会)

---



## 議 長 報 告

- 1 議長報告第4号  
例月出納検査の結果について  
(令和3年2月24日実施)
  
- 2 議長報告第5号  
入札結果報告  
(令和3年3月11日 2件)
  
- 3 議長報告第6号  
委員会審査報告書
  
- 4 議長報告第7号  
閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長            寺 井            強

志賀町議会議員            富 澤            軒 康

志賀町議会議員            櫻 井            俊 一